



平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 125名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第46準備書面

(被告国の規制権限・省令62号の平成18年改正)

平成26年12月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

第1 はじめに

本準備書面は、被告国の違法な規制権限不行使の根拠として、2006（平成18）年1月1日施行の改正省令62号の33条4項を新たに主張するものである。

第2 省令62号の平成18年改正

- 1 従前の省令62号は、平成17年7月1日経済産業省令第68号により改正され、2006（平成18）年1月1日に施行されているところ、これにより改正又は新設された主な規定は以下のとおりである。

○4条1項（防護施設の設置等）

原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その

他の適切な措置を講じなければならない。

○8条の2（安全設備）

- 1 第2条第8号ハ及びホに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械器具が所定の安全機能を失うことをいう。以下同じ。）が生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。
- 2 安全設備は、想定されているすべての環境条件においてその機能が発揮できるように施設しなければならない。

※ 第2条第8号ハ

安全保護装置（運転時の異常な過渡変化が生じる場合、地震の発生等により原子炉の運転に支障が生じる場合、及び一次冷却材喪失等の事故時に原子炉停止システムを自動的に作動させ、かつ、原子炉内の燃料の破損等による多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、工学的安全施設を自動的に作動させる装置をいう。以下同じ。）、非常用炉心冷却設備（原子炉压力容器内において発生した熱を通常運転時において除去する施設がその機能を失った場合に原子炉压力容器内において発生した熱を除去する設備をいう。以下同じ。）その他非常時に原子炉の安全を確保するために必要な設備及びそれらの附属設備

同号ホ

非常用電源設備及びその附属設備

○33条（保安電源設備）

- 4 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、そのシステムを構成する機械器具の単一故障が発生した場合であっても、

運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

- 5 原子力発電所には、短時間の全交流電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。

なお、被告国は、省令62号の「33条については昭和59年9月19日通商産業省令第54号による改正がされ、平成18年末時点における規定の内容は以下のとおりであった。」と主張するが（被告国準備書面（5）24頁）、上記のとおり、平成17年7月1日経済産業省令第68号により4項及び5項が新設されている。

第3 平成18年改正の趣旨・背景

省令62号の上記改正のうち、安全保護装置等や非常用電源設備等に「多重性又は多様性、及び独立性」が要求されるようになったのは、この平成18年改正が初めてである（それ以前は、安全設備の多重性が要求されているのみであった。）。

このように、安全保護装置等や非常用電源設備等に関する規制が強化されたのは、阪神淡路大震災を契機として進められた安全性向上のための研究成果と、原子力発電所に関する国際的な科学技術の進展を受けたものと考えられる。

すなわち、電気事業法39条は、原子力発電所から万が一にも災害が発生しないようにするために、経済産業大臣に対し、最新の科学的技術的知見に即応して安全規制基準を策定するという規制権限（技術基準省令制定権限）を付与したものであると解されるところ、上記改正は、正にその規制権限を適時かつ適切に行使できるようにするために行われたものと解される。

第4 平成18年改正後の省令62号33条4項の解釈・運用

以上のような改正の趣旨・背景を踏まえ、改正後の省令62号33条4項は、原子力発電所から万が一にも災害が発生することがないようにする措置が講じられるよう、適切に解釈・運用されなければならない。

特に、福島第一原発の1号機においては、1991（平成3）年に内部溢水により非常用ディーゼル発電機が水没した事故が発生しており（丙A16・56番）、非常用ディーゼル発電機の多重性又は多様性、及び独立性を確保するためには高所への移動等が必要であったことは、被告国も認識していたものといえる。

したがって、原告第41準備書面で述べたとおり、経済産業大臣は、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発することは可能であり、かつ、発すべき義務があったというべきである。

以上